近畿農政局随意契約見積心得

制　　定　昭和59年３月29日付け58近総第528号（経）
最終改正　令和８年３月 31 日付け７近総第 924 号

（目的）

第１条　近畿農政局所掌の契約を随意契約により行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則(昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（見積者の資格）

第２条　見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第 29 条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積参加者としての通知を受けた者でなければならない。

（見積り等）

第３条　見積者は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上見積りをしなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

２　見積者は、見積書（様式第１号）を作成し、封かんの上見積者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに契約担当官等に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）により見積書を提出する場合は、同システムにおいて見積書を作成し、見積依頼書に示した日時までに提出し、見積書受付票を受理しなければならない。

３　見積者は、見積書を郵便をもって提出する場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等宛ての親展で提出しなければならない。

４　押印を省略した見積書であり、契約担当官等が認めた場合、電子メールで見積書を提出するものとすることができる。

５　見積者は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

６　見積者が、代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第２号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

７　見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第３号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

（見積りの取りやめ）

第３条の２　見積者は見積書を提出するまでは、いつでも見積りを取りやめることができ

る。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積合わせを行う場合も、また同様とする。

２　前項の場合において、見積者は、辞退届を電子入札システム等の入力画面上において作成の上、見積書の提出期限までに電子入札システム等により提出し、又は辞退届（様式第４号）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届（様式第４号）又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出するものとする。

３　見積りを取りやめた者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な見積りの確保）

第３条の３　見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（見積合わせの取りやめ等）

第４条　見積者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の見積り）

第５条　次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

一　委任状を提出しない代理人のした見積り

二　記名を欠く見積り（電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした見積り）

三　金額を訂正した見積り

四　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

五　同一事項の見積りについて、同一人が２通以上なした見積り又は見積者若しくはその代理人が他の見積者の代理をした見積り

六　見積書の提出期限後に到達した見積り

七　暴力団排除に関する誓約事項（様式第３号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

八　見積りについて契約担当官等が示した以外の条件を付した見積り

九　その他、見積りに関する条件に違反した見積り

２　見積書提出後、随意契約の相手方を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

一　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき

二　前項の事実が判明したとき

（見積書等の取扱い）

第６条　提出された見積書は、開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

（契約の相手方の決定）

第７条　見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

２　見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第１回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第３回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第３回目以降に行う見積りについても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積の場合にあっては、見積執行回数は、原則として、２回を限度とするものとする。

３　前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。

４　第２項の見積りには、第５条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。

５　郵便による見積りを行った者がある場合において、直ちに再度の見積りを行うことができないときは、契約担当官等指定する日時において、再度の見積りを行う。

６　契約の相手方となるべき見積りをした者が２人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて、契約の相手方を定めるものとする。ただし、これらの者の中に電子調達システムにより見積りをした者がいる場合は、電子調達システムの電子くじにより契約相手方を定めることができるものとする。

７　前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる見積者で当該見積に立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書等の提出）

第８条　契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方を決定した日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

２　契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を堤出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

３　契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

４　当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第９条に定める対象建設工事である場合は、第１項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第 12 条第１項の規定に基づく説明及び第 13 条第１項の規定に基づく協議を行わなければならない。

５　契約担当官等が見積依頼において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、契約の相手方が電子入札システム等により見積りを行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第１項の規定にかかわらず、電子調達シ

ステム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の案の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

第９条　契約の相手方は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

２　前項の保証人は、次に掲げる基準に適合している者から選定しなければならない。

当該業務等の請負契約について、近畿農政局建設工事等契約事務取扱要領（平成 14 年 12 月 12 日付け 14 近総第 418 号（理））第 32 条に規定する指名基準に該当する者で契約の相手方と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

３　第１項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

（異議の申立）

第 10 条　見積者は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第 11 条　この心得に掲げるほか、見積りに必要な事項は、別に指示するものとする。

附　則

この心得は、平成７年 12 月 27 日から施行し、平成８年１月１日から適用する。

附　則

この心得は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成８年 10 月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成 14 年 12 月 12 日から施行する。

附　則

この心得は、平成 15 年７月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成 23 年７月 15 日から施行する。

附　則

この心得は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、令和２年４月１日以降に入札手続を開始する契約から適用する。

附　則

この心得は、令和３年１月１日以降に入札手続を開始する契約から適用する。

附　則

この心得は、令和５年２月２日から施行する。

附　則

この心得は、令和８年４月１日から施行し、同日以降に入札公告等を行う契約から適用する。